証券コード 5126 (発送日) 2023年3月3日 (電子提供措置の開始日) 2023年3月2日

株主各位

東京都港区赤坂八丁目5番34号ポーターズ株式会社代表取締役社長 西森康二

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

https://www.porters.jp



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

https://d.sokai.jp/5126/teiji/



【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ポーターズ」又は「コード」に当社証券コード「5126」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年3月23日(木曜日)午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト(https://evote.tr.mufg.jp)にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使の ご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

[書面(郵送)による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご 返送ください。

敬具

1. 日 時 2023年3月24日(金曜日)午前10時

msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4階

TKPガーデンシティPREMIUM田町 カンファレンスルーム4D

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 第22期 (2022年1月1日から2022年12月31日まで) 事業報告及び計算書類 報告の件

決議事項

議案 取締役6名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項 (議決権行使についてのご案内)

- (1) 書面 (郵送) により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面 (郵送) により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (5) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その 旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監 査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

ウェブサイトに掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してください ますようお願い申しあげます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付 にご提出ください。

日時

2023年3月24日 (金曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年3月23日 (木曜日) 午後6時00分到着分まで



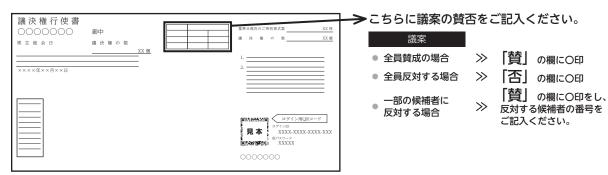
インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛 否をご入力ください。

行使期限

2023年3月23日 (木曜日) 午後6時00分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力する ことなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を 行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力 する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」 を入力しクリックしてください。



3 新しいパスワードを登録する。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案 取締役6名選任の件

取締役全員(5名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため1名を増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
1 (再任)	西森 康二 (1963年10月3日)	1988年 4月 株式会社リクルート(現 株式会社リクルートホールディングス) 入社 1996年 4月 株式会社インターナショナル・トレーディング・コーポレーション 入社 1997年12月 株式会社アスキー 入社 2001年 8月 当社設立 代表取締役社長(現任) 2014年 8月 PORTERS Global PTE. LTD. Director 2017年11月 KAキャピタル株式会社設立 代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) KAキャピタル株式会社 代表取締役	914,300株

【選任理由】

2001年8月の当社設立以来、代表取締役として経営指揮を執り、当社の事業発展に貢献してまいりました。今後の同氏の創業者として強いリーダーシップ、豊富な経験や幅広い見識に加え、迅速な決断力や実行力により、当社グループのさらなる成長、発展に貢献が期待できるため、取締役候補者としました。

候補者番 号	Š	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
2 (再任)	かたなべ 渡邊 智美 (1974年9月5日)	1997年 8月 インターウォーズ株式会社 入社 2002年 1月 当社取締役 2014年 8月 PORTERS Global PTE. LTD. Managing Director 2019年 7月 当社 取締役副社長 (現任) 2021年 3月 PORTERS ASIA SG PTE. LTD. Director (現任) 2022年 1月 PORTERS ASIA SG PTE. LTD. Managing Director (重要な兼職の状況) PORTERS ASIA SG PTE. LTD. Director	164,200株
	貢献してまいりました。 す。今後の同氏の共同創	「以来、当社のHR-Tech事業全般を統括し、取締役として」また、海外子会社の代表を歴任するなど海外展開において業者としての強いリーダーシップ、豊富な経験や幅広い見当社グループのさらなる成長、発展に貢献が期待できるた	も推進しておりま 識に加え、迅速な
3 (再任)	がまの たつひと 大野 竜人 (1984年6月4日)	2007年 4月 サミー株式会社 入社 2015年 5月 サミーデジタルセキュリティ株式会社 管理部課長 2016年 1月 日本マルチメディアサービス株式会社 (現 ジェイエムエス・ユナイテッド株 式会社) 社長室マネージャー 2017年 9月 当社 入社 2018年 3月 当社 執行役員 Corporate Groupマネージャー 2018年 6月 当社 取締役 (現任)	8,700株
		し、管理部門に関する豊富な経験と実績を有しております その職責を十分に果たしており、当社グループの継続的な 取締役候補者としました。	

候補者番 号	党	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数						
4 (新任)	きっぱ 健 (1980年3月28日)	2002年 4月 株式会社スタッフサービス 入社 2016年 4月 株式会社リクルートスタッフィング 入 社 2019年 4月 同社 執行役員 2022年 4月 PORTERS ASIA SG PTE. LTD. Managing Director (現任) 2022年 7月 当社 入社 (現任) (重要な兼職の状況) PORTERS ASIA SG PTE. LTD. Managing Director	_						
	【選任理由】 人材派遣会社において長年にわたりHR領域の業務に従事してきたことから、同分野の豊富な経験及び高い知見を有しております。これらの経験や見識を活かし、当社経営体制の強化や企業価値向上への貢献を期待できることから、取締役として適任であると判断し、取締役候補者としました。								
5 (再任)	なかむら こういち 中村 恒一 (1957年11月7日)	1981年 4月 株式会社日本リクルートセンター(現株式会社リクルートホールディングス)入社 1999年 6月 株式会社リクルート(現株式会社リクルートホールディングス)取締役 2008年 4月 同社 取締役副社長 2012年 4月 同社 取締役相談役 2016年12月 株式会社サイバーエージェント 社外取締役(現任) 2017年12月 当社 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況)株式会社サイバーエージェント 社外取締役	7,500株						
	社長として経営に参画し	ー る役割の概要】 トセンター(現 株式会社リクルートホールディングス) た経歴をもち、会社経営・組織運営・人材業界に関する豊 社の経営に対する様々な助言及び意見が期待されることか	富な経験を有して						

候補者番号	氏	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
6 (再任)	つくだ。 増立 ご 価 第吾 (1980年5月9日)	2007年10月 有限責任監査法人トーマツ 入所 2010年 4月 税理士法人レガシィ 入社 2011年 4月 水野進税理士事務所 入社 2011年 5月 株式会社サクセッション設立 代表取締役(現任) 2012年11月 佃勇吾公認会計士・税理士事務所開設(現任) 2012年12月 株式会社CRESCENDO CAPITAL CONSULTING設立 代表取締役(現任) 2013年12月 税理士法人南青山コンサルティング設立代表社員(現任) 2015年 6月 株式会社コルノマカロニ 監査役(現任) 2020年 3月 当社 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況)税理士法人南青山コンサルティング 代表社員	
	【選任理由及び期待され		1 1VTB Ve 67 +4
		で活躍した後、会社を経営しております。また、公認会計: 四に関する専盟的知識を有しております。その短先い知識	
		理に関する専門的知識を有しております。その幅広い知識、 を述べ、当社の経営の合理性および透明性を高めることが [、]	
	し、社外の税点から息見 し、社外取締役候補者と		ではる人的(刊图)

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 中村恒一氏及び佃勇吾氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 中村恒一氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年3か月となります。
 - 4. 佃勇吾氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
 - 5. 当社は、中村恒一氏及び佃勇吾氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

- 6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社が保険料の全額を負担しております。当社取締役を含む被保険者が、会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被る被害を、当該保険契約によって補填することとしております(ただし、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為または故意による法令違反等の場合を除く)。各候補者が選任された場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 7. 当社は、中村恒一氏及び佃勇吾氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
- 8. 渡邊智美氏の戸籍上の氏名は、御子柴智美です。
- 9. 代表取締役社長西森康二の所有株式数は、KAキャピタル株式会社が所有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。

以上

事 業 報 告

(2022年1月1日から) (2022年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う活動の制約を受けたものの、ワクチン接種の進展や各種政策の効果等により経済活動の正常化に向けた動きが見受けられます。一方で、ウクライナ情勢を起因とする不安定な国際情勢による資源価格の高騰や急速な円安の進行等により企業を取り巻く環境は依然として先行き不透明な状況が継続しております。

このような経済環境の中、当社では「Matching, Change your business」をミッションに掲げ、世界の雇用インフラを進化させるという目標のもと、人材クラウドマッチングサービスであるPORTERSを提供してきました。当事業年度において、セールス面では、デジタルマーケティングの活用やポーターズマガジンの発行によって市場における潜在顧客へのアプローチに努めるとともに、営業部門の人員増強等により新規顧客の獲得を積極的に行いました。さらに、PORTERSの開発面では、通勤マッチング機能等の新機能の追加や、利便性向上のためのPORTERSの既存機能の改修及び効率的な業務遂行のためのパフォーマンスの改善を行いました。これらの活動の結果、新規顧客のID獲得は良好に推移し、ID数の伸長にも寄与いたしました。さらに、当社顧客である人材紹介会社や労働者派遣会社において、業務効率化のためにIT投資を積極的に行うという姿勢は継続したことから、PORTERSは堅調に成長し続け、2022年12月末時点で有料ユーザーID数は11,067IDとなりました。この結果、当事業年度の経営成績は、売上高1,290,137千円(前年同期比17.2%増)、営業利益338,365千円(前年同期比52.2%増)、経常利益326,813千円(前年同期比42.0%増)、当期純利益222,644千円(前年同期比45.9%増)となりました。

なお、当社はHR-Tech事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は23,804千円であります。 主に、機能開発に伴いソフトウエアを計上したことが要因です。

③ 資金調達の状況

当事業年度中に、当社は、新規上場に伴う新株発行により総額72,220千円の資金調達を行いました。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ② 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	X	分	第 19 期 (2019年12月期)	第 20 期 (2020年12月期)	第 21 期 (2021年12月期)	第 22 期 (当事業年度) (2022年12月期)
売	上	高 (千円)	1,013,117	1,022,352	1,100,629	1,290,137
経	常利	益 (千円)	141,561	150,349	230,116	326,813
当	期純利	益 (千円)	94,835	100,436	152,650	222,644
1 梢	k当たり当期純	利益 (円)	63.22	66.95	101.76	146.41
総	資	産 (千円)	633,499	654,714	807,265	1,105,721
純	資	産 (千円)	221,846	322,283	474,933	771,556
1 杉	株当たり純資産	産額 (円)	147.89	214.85	316.62	491.22

- (注) 1. 当社は、2022年6月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。
 - 2. 「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当社の議決権比率	主	要	な	事	業	内	容	
PORTERS	ASIA SG P	TE. LTD.	300千	シンガポ	ールドル	100.0%	当社サ-	ービニ	スの浴	与外市	方場開	拓		

(4) 対処すべき課題

対処すべき事業上及び財務上の課題としては以下の事項を認識しております。

① サービスの認知度向上及び新規顧客の獲得

当社はこれまで人材マッチングサービスを一貫して提供してきたことから、安定した顧客基盤の構築は出来ており、人材サービス業界における認知度は高いものと考えております。一方で、国内の主要地域及びアジア各国の販売網のさらなる拡大を行っていくためには、当社製品の認知度をより一層向上させ、当社製品が新規顧客に円滑に導入されることを強化していくことが重要な課題であると認識しております。新たな拠点の開設やデジタルマーケティングの強化により当社サービスの認知度をより浸透させるとともに、新規顧客の獲得に努めてまいります。

② 開発スピードの強化

既存サービスにおける新機能のリリースや海外市場へのサービス展開を迅速に実行していくためには、製品の開発体制を強化し、開発スピードを高い水準に維持することが重要な課題と認識しております。開発部門における優秀な人員の確保や、開発プロセスの改善を行うことによりその実現に努めてまいります。

③ 新規事業の早期収益化

企業価値の持続的向上を実現するためには、既存サービスにおける付加価値の向上に加え、積極的に新規事業の研究開発・育成を行うことが重要な課題と考えております。しかしながら、新規事業は初期段階においては収益に対して費用が先行することから、事業として十分な利益を獲得できない期間が長期化する可能性もあります。既存事業の顧客基盤を活用するとともに、自社での営業活動を積極的に行うことによって新規事業の早期収益化に努めてまいります。

④ 内部管理体制の強化

当社が今後サービスの向上や業容の拡大をするためには、内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。当社では、事業規模に応じた適切な人員の確保に努めるとともに、内部統制の実効性を高めるための環境を整備し、コーポレート・ガバナンスを充実させていくことにより、内部管理体制の強化を図ってまいります。

⑤ システムの安全性の確保

当社は、インターネット上で顧客にサービスを提供しておりシステムの安定稼働の確保は重要な課題と認識しております。そのため、突発的なアクセス増加にも耐えられるようなサーバー環境の強化や、システム安定稼働のための人員確保に努めてまいります。

⑥ 財務上の課題について

当社は毎期の事業活動で獲得した利益を原資としてシステム投資等を行うこととしており、安定的に利益を計上している現状においては、事業継続に支障を来たすような財務上の課題は認識しておりません。今後も当該方針のもとに事業活動を継続してまいりますが、新製品の開発や海外市場への展開に当たっては、多額の資金需要が生ずることも想定されます。そのような資金需要が生じた場合でも自己資金を充当する方針でおりますが、金融機関からの借入やエクイティファイナンスも選択肢として対応してまいります。

(5) 主要な事業内容(2022年12月31日現在)

事	業	区	分	事	業	内	容
HR-	Те	c h	事業	クラウド型マッチング	ブ総合管理システム	[PORTERS]	の企画・開発・販売

(6) 主要な営業所及び工場(2022年12月31日現在)

本 社 東京都港区

(7) 使用人の状況 (2022年12月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数	
56 (9)名	10名増(2名減)	34.8歳	3.9年	

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、契約社員、人材会社からの派遣社員を含む。) は、最近1年間の平均人員を())内にて外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

	借		入 先				借	入	額					
株	式	会	社	Ξ	菱	U	F	J	銀	行		25,000千円		
株	式	会	;	社	み	ず	(3	Ę	銀	行		16,700		

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2022年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

6,000,000株

(注) 2022年5月10日開催の取締役会決議により、2022年6月14日付で株式分割に伴う定款の変更を 行い、発行可能株式総数は5,980,000株増加し、6,000,000株となっております。

(2) 発行済株式の総数

1,570,700株

(注) 2022年5月10日開催の取締役会決議により、2022年6月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,495,000株増加しております。

(3) 株主数

697名

(4) 大株主

株 主	名	持	株	数	持	株	比	率
KAキャピタル株式会社				750千株			47	7.74%
西森 康二				164			1(0.46
御子柴 智美				164			1(0.45
BNP PARIBAS LONDON BRANC PRIME BROKERAGE CLEARANC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行東京支ィ業務部)			56				3.56	
株式会社SBI証券					4	2.47		
株式会社日本カストディ銀行(信語	€□)		34			4	2.16	
ポーターズ社員持株会			30			1.90		
JPモルガン証券株式会社			19		1.23			
ML INTL EQUITY DERIVATIVES (常任代理人 BofA証券株式会社	18					,	1.16	
楽天証券株式会社		16 1.					1.02	

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 5 回 新 株	予 約 権	第 6 回 新 株	予 約 権			
発 行	決 議 日	2019年12月	10日	2021年5月13日				
新株予	約権の数		110個		56個			
新株予約 株 式 の	権の目的となる 種類 と 数	普通株式 (新株予約権1個につき	33,000株 300株)	普通株式 (新株予約権1個につき	16,800株 300株)			
新株予約	権の払込金額	新株予約権と引換えば 要しない	払い込みは	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない				
	をの行使に際して , る 財 産 の 価 額	新株予約権1個当たり (1株当たり	60,000円 200円)	新株予約権1個当たり (1株当たり	100,200円 334円)			
権利	行 使 期 間	2025年 1月 1 2028年12月31		2023年 7月 1日から 2030年12月31日まで				
行 使	の 条 件	(注) 1		(注) 2				
	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	20個 6,000株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	51個 15,300株 1名			
役 員 の 保有状況	社外取締役	該当なし		該当なし				
	監 査 役	該当なし		該当なし				

(注) 1. 第5回新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ③ その他の条件は当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

2. 第6回新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ③ その他の条件は当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況	
代表取締役社長	西森康二	KAキャピタル株式会社 代表取締役	
取締役副社長	渡邊智美	PORTERS ASIA SG PTE.LTD. Director	
取 締 役	天 野 竜 人		
取 締 役	中村恒 一	株式会社サイバーエージェント 社外取締役	
取 締 役	佃 勇 吾	税理士法人南青山コンサルティング 代表社員	
常勤監査役	清 水 有 滋		
監 査 役	南方美千雄	株式会社アイピーオーバンク 代表取締役 株式会社みた経営研究所 社外監査役 橋本不動産株式会社 社外取締役 株式会社グローバルエナジーハーベスト 社外取締役 株式会社ニラク・ジー・シー・ホールディングス 社外 取締役 税理士法人マーヴェリック 代表社員 エバステム株式会社 監査役 フォビジャパン株式会社 監査役	
監 査 役	長 尾 二 郎	左門町法律事務所 弁護士	

- (注) 1. 取締役中村恒一氏及び取締役佃勇吾氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役清水有滋氏、監査役南方美千雄氏及び監査役長尾二郎氏は、社外監査役であります。
 - 3. 監査役南方美千雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び監査役の全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。

なお、当該保険契約では、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた 損害は填補されないなど一定の免責事由があり、また、填補する額について限度額を設けること により、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じておりま す。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当社の役員報酬の決定方針は次のとおりであります。

イ 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、月例の固定報酬である基本報酬のみとする。

個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

ロ 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、取締役それぞれに求められる役割及び責任に応じ、また、経済環境や市場動向、他社の支給水準等を考慮の上、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は月例の固定報酬である基本報酬のみとする。

② 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき任意の指名・報酬委員会が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、決定方針に基づき決定することにあります。

これらの権限を委任した理由は、取締役の指名及び報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることにあります。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会は基本的にその決定を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

指名・報酬委員会は取締役会が選定する3名以上の取締役で構成することとし、その過半数は独立社外取締役としております。また、委員長は原則として独立社外取締役より選定いたします。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額等

NΑ	土口馬川(左) 八 火() 均石	幸	対象となる		
区分	報酬等の総額	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等 役員の	
取締役 (うち社外取締役)	64,200 千円 (10,200)	64,200 千円 (10,200)	_	-	5名 (2)
監査役 (うち社外監査役)	11,100 (11,100)	11,100 (11,100)	_	_	4 (4)
合計 (うち社外役員)	75,300 (21,300)	75,300 (21,300)	_	_	9 (6)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2018年3月30日開催の第18期定時株主総会において年額200,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名(うち、社外取締役は1名)です。
 - 2. 監査役の報酬限度額は、2017年12月21日開催の臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議 しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係 重要な兼職の状況については「(1)取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。 なお、兼職先である各法人等と当社との間に特別の関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	取締役会等への出席状況	主な活動状況		
中村 恒一	社外取締役	取締役会 16回中16回	出席した取締役会において、会社経営者として の豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言 を行っており、特に経営全般の観点から監督、 助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性 を確保するための適切な役割を果たしておりま す。		
佃 勇吾	社外取締役	取締役会 16回中16回	出席した取締役会において、会計監査等の業務 を通じて培われた幅広い経験と見識に基づき、 公認会計士としての専門的見地から適宜発言を 行っております。		
清水 有滋	常勤 社外監査役	取締役会 16回中16回 監査役会 14回中14回	出席した取締役会及び監査役会において、事業 会社での豊富な経験と知識に基づき、適宜発言 を行っております。		
南方 美千雄	社外監査役	取締役会 16回中16回 監査役会 14回中14回	出席した取締役会及び監査役会において、主に 財務・会計等に関し、公認会計士としての専門 的見地から適宜発言を行っております。		
長尾 二郎	社外監査役	取締役会 16回中16回 監査役会 14回中14回	出席した取締役会及び監査役会において、主に 法務・コンプライアンス等に関し、弁護士とし ての専門的見地から適宜発言を行っておりま す。		

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額	
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,140千円	
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,140	

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監 査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務であるコンフォートレター作成業務についての報酬を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した 監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、ポーターズ行動規範に基づき誠実かつ公正な行動に努める。
 - ・取締役会は、取締役会規程、組織管理規程等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用 人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
 - ・コンプライアンス規程に基づき、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を 設置する。コンプライアンスの状況は定期的に開催されるコンプライアンス委員会を通じて、 取締役、監査役及び各グループの責任者に対し報告を行う。各グループの責任者は、グループ 固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
 - ・内部監査規程に基づき、代表取締役社長が直轄する内部監査室を設置し、各グループの業務 執行やコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長 に報告する。
 - ・内部通報制度を導入し、社内規則、法令違反行為及び企業倫理違反行為等の発生を未然に防ぐとともに、それらの行為が発生した場合には、迅速に情報を把握し、その対処に努める。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、文書管理規程、稟議規程等に基づき、適切に保存及び管理する。
 - ・取締役及び監査役は、いつでもこれら保存された文書等を閲覧できる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・取締役会は、当社企業グループに影響を及ぼす可能性のある、事業環境、事業内容、コンプライアンス、個人情報、サービス品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、リスク管理規程を整備するとともに、リスクを定期的に見直す。
 - ・リスク管理規程に基づきリスク管理委員会を設置する。リスクの識別及びその対応策の策定はリスク管理委員会が行い、取締役、監査役及び各グループの責任者に対して報告を行う。
 - ・内部監査室は、各グループのリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・毎月1回の定時取締役会を開催し、また、必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会では、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画および年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各グループにおいては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
 - ・各グループの責任者は、代表取締役社長の指示の下、取締役会決議および社内規程等に基づき自己の職務を執行する。
 - ・各グループにおいては、組織管理規程に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、業務の迅速性および効率性を確保する。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・当社は、関係会社の経営の自主独立を尊重しつつ、グループ経営の適正かつ効率的な運営に 資するため「関係会社管理規程」を定める。
 - ・子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、重要事項については当社への事前協議 を行う。また、子会社の財務状況や業績状況等について報告を求める。
 - ・監査役は、子会社に対して、重要書類の閲覧や重要会議への出席等を通じ、業務執行状況を 定期的に監査する。また、当社の内部監査室が子会社の内部監査を行い、子会社の業務活動全 般が適正に行われているか確認・指導を行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する 事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示 の実効性の確保に関する事項
 - ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、補助を行う使用人を配置する。
 - ・監査役は、補助使用人の権限、補助使用人の属する組織、補助使用人の人事異動、人事評価等に対する監査役の同意権に係る事項等の明確化を図ることにより、補助使用人の独立性及び指示の実効性の確保に努める。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
 - ・取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役に報告する。
 - ・監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることができる。
 - ・取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- ⑧ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・法令違反行為等の内部通報をした社員に対し、内部通報をしたことを理由としていかなる不利益をも課さないことを内部通報運用規程に明記し周知徹底する。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うもの とする。
 - ・監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求めるなど必要な連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」に基づく「リスク管理委員会」及び「コンプライアンス委員会」を設置しており、当委員会にて法令・社内規程等の遵守状況を審議することとしております。

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役5名で構成し、監査役3名も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監査いたしました。内部監査担当者は、代表取締役社長の承認を受け、取締役会へ報告した内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部・各支社を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査役に報告いたしました。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定時監査役会に加えて、適宜監査役会 を開催し、監査役間の状況共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを 行いました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役その他使用人との対話や内部監査担 当者との連携を行い、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査いたしました。

常勤監査役は、主要な稟議書の監査、職務執行状況のヒアリング等を行い、取締役及び使用人の職務の執行状況の監査を実施いたしました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しておりますが、現時点では成長 過程にあると考えており、経営環境の変化に対応するため財務体質を強化し、事業拡大の為の内部 留保の充実等を図ることが株主に対する最大の利益還元に繋がるものと考えております。このこと から過去において当事業年度を含めて配当を実施しておりません。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り 巻く事業環境を勘案した上で、株主への利益還元を検討していく方針でありますが、現時点におい て配当実施の可能性及び、その実施時期等については未定であります。内部留保資金の使途につき ましては、当社の競争力の維持・強化による将来の収益向上を図るための設備投資及び効率的な体 制整備に有効に活用する方針であります。

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位:千円)

科目	金 額	科目	金額
(資 産 の 部)		(負債の部)	
流 動 資 産	982,623	流 動 負 債	334,164
現 金 及 び 預 金	937,040	買掛金	32,625
売 掛 金	24,992	1年内返済予定の長期借入金	41,700
在 排 品	2,319	未 払 金	19,846
前払費用	18,320	未 払 費 用	13,340
そ の 他	10	未払法人税等	66,624
算 倒 引 当 金	△60	契 約 負 債	125,836
	123,097	預 り 金	12,058
有形固定資産	12,533	そ の 他	22,132
建物	12,103	負 債 合 計	334,164
· -	430	(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	771,556
無形固定資産	21,866	資 本 金	46,989
ソフトウェア	21,866	資本 剰余金	36,989
投資その他の資産	88,696	資 本 準 備 金	36,989
関係会社株式	27,440	利 益 剰 余 金	687,578
長期前払費用	6,129	その他利益剰余金	687,578
繰 延 税 金 資 産	8,663	繰越利益剰余金	687,578
その他	46,462	純 資 産 合 計	771,556
資 産 合 計	1,105,721	負 債 純 資 産 合 計	1,105,721

⁽注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年1月1日から) 2022年12月31日まで)

(単位:千円)

	科					金	額
売		上		高			1,290,137
売	上		原	価			266,908
売	上	総	利	益			1,023,228
販	売 費 及	びー	般 管 理	費			684,863
営	業		利	益			338,365
営	業	外	収	益			
	受	取	利		息	6	
	為	替	差		益	1,189	
	助	成	金	収	入	1,710	
	そ		\mathcal{O}		他	0	2,906
営	業	外	費	用			
	支	払	利		息	327	
	上 場	易 関	連	費	用	12,644	
	株	式	交	付	費	1,435	
	固 定	資	産 除	却	損	0	
	そ		の		他	50	14,458
経	常	;	利	益			326,813
税	引 i	前当	期 糾	1 利	益		326,813
法	人税、	住 民	税及で	ず事業	税	106,509	
法	人	税	等 調	整	額	△2,340	104,169
当	期	扩	純	利	益		222,644

⁽注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月17日

ポーターズ株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 髙 木 修業務執行社員 公認会計士 髙 木 修指定有限責任社員 公認会計士 鶴 彦 太

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ポーターズ株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎と なる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検 討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上

監査役会の監査報告

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門 その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるととも に、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対 照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検 討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、 指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

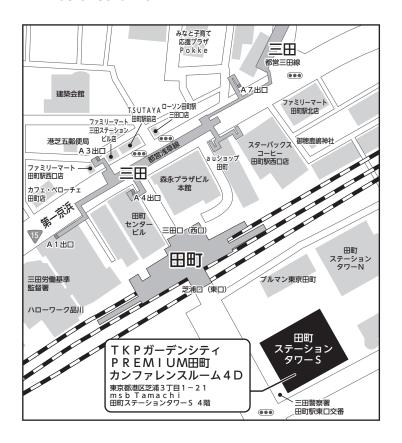
2023年2月20日

ポーターズ株式会社 監査役会 常勤社外監査役 清 水 有 滋 印 社外監査役 南 方 美 干 雄 印 社外監査役 長 尾 二 郎 印

株主総会会場ご案内図

会場:東京都港区芝浦三丁目1番21号

msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4階 TKPガーデンシティPREMIUM田町 カンファレンスルーム4D TEL 03-5439-6119



で通 JR田町駅 東□より 徒歩約1分 都営浅草線三田駅 A4出□より 徒歩約5分 都営三田線三田駅 A4出□より 徒歩約5分